

資料4

民営化(公私連携型保育所)に関する FAQ(よくある質問)

【第1版】

令和4年1月20日時点

目 次

- 民営化(公私連携型保育所)について……………P1～4
- 保育サービスについて……………P5～6
- 職員配置について……………P7～8
- 移管先について……………P9

【民営化（公私連携型保育所）について】

No.	質問	回答
1	なぜ町立保育園を民営化（公私連携型保育所）するのですか？	町立保育園は、園児の保育園生活と子どもの健やかな成長のため、保護者の皆様や保護者会を通じて様々なご意見をお聞きしながら、園の運営を行ってきました。引き続き、より良い保育環境づくりを行ってまいります。保育サービスを取り巻く社会的な状況は大きく変化し、特に、少子高齢化、核家族化や女性の社会進出が顕著となっており、保育サービスに求められる保護者のニーズも多様化してきています。そのような中、大泉町の行財政状況を踏まえ、町立保育園のあり方を検証した結果、町立保育園として職員を集約して延長保育などの特別保育サービスの拡充を図ることで、保護者のニーズに応え、その財源を確保するために町の財政負担が大きい町立保育園から負担が小さい私立保育園に移行することとしました。また、民営化（公私連携型保育所）により生み出される財源を活用し、新たな子育て支援施策を実施していきたいと考えています。
2	町立保育園を民営化（公私連携型保育所）することについて保護者の声を聞かないのですか？	町立保育園を民営化（公私連携型保育所）することは、今後、町の財政負担を軽減し、その分を新たな保育施策に充てることが可能になること、町立の保育士等が新たな保育課題の解決に取り組むことが可能となることなど、増加する保育課題にとって必要な取り組みと考えております。民営化（公私連携型保育所）への取り組みにあたり、現在の保育の維持よりも、できる限りの向上を目指すこと、また、移行時における子どもの環境変化に対する最大限の配慮を行うことなどの取り組みを一緒に作り上げていきたいと考えております。
3	待機児童の解消や発達に課題を抱える子どもへの支援等は、民営化（公私連携型保育所）せずとも取り組んでいくべきではないでしょうか？	町が持っている財的資源（予算）と人的資源（職員）には限りがあります。町立保育園を民営化（公私連携型保育所）することは、今後の町の財政負担の軽減につながりますので、その分を保育施策の更なる充実に充てることが可能になるとともに、町立の保育士が新たな保育課題の解決へ取り組むことが可能になります。そのためにも民営化（公私連携型保育所）を行うことは必要な取り組みと考えています。

4	保育の引継ぎはどのようにするのですか？	子どもと保護者への影響を最小限に抑え、スムーズな移行を行うため、移管前に保育内容を引き継ぐ、引継ぎ保育の期間を3ヶ月以上設けます。引継ぎ保育は、移行前に現在の町立保育園に新たな事業者の保育士（移行後に担任となる保育士が想定されます）がクラスに入って一緒に保育にあたります。また、移管後には必要に応じて町の職員を移管後の園へ派遣することで円滑な引き継ぎに努めてまいります。
5	民営化（公私連携型保育所）の進め方について、該当園の保護者へ情報共有や意見聴取は行わないのですか？	事業者の選定は選定組織を設置して選定作業を行い、当組織での選定結果を受けて、町長が決定することとなりますが、選定組織のメンバーには、保護者や学識経験者、保育現場経験者等をいれていきます。また、事業者の決定後には、保護者・町・事業者が参加する三者協議会を立ち上げることとなります。三者協議会では実際に移管していく際に、子どもや保護者の負担を最小限にするためにはどのように保育を引き継ぎ移管していくことがよいかなどを話し合いにより決めていくこととなります。三者協議会にご出席されない方にも、後日議事録をお配りし、情報共有できるようにいたします。
6	民営化（公私連携型保育所）のデメリットはないですか？	デメリットとなり得ることとしては、民営化（公私連携型保育所）の際には保育士が町の職員から移管先の職員に代わりますので、保育を受ける子どもや保護者の方への影響が考えられます。そのため、この懸念される影響が最小限となるよう、また、移管先が民営化（公私連携型保育所）前の保育内容を継承できるように引継ぎ期間の設定をし、三者協議会などによって保護者のご意見やご要望を伺いながら移行していきます。
7	民営化（公私連携型保育所）されるのはいつですか？また、何園が民営化（公私連携型保育所）されるのですか？	対象園の決定から新たな事業者による保育サービスの開始までに2年程度の時間を要すると考えています。移管するまでには、保護者説明会の開催、事業者公募、事業者選定組織での選定作業、事業者の決定、三者協議会での協議、引継ぎ保育の実施を経て、移管が完了する流れとなります。また、町立保育園として職員を集約して延長保育などの特別保育サービスの拡充を図るために、2園を同時期に民営化（公私連携型保育所）していきます。
8	民営化（公私連携型保育所）のスケジュールはどうなりますか？	主なスケジュールは、令和4年度に事業者決定、令和5年度に移行準備、令和6年度に移管という予定です。事業者決定後から保護者・町・事業者が参加する三者協議会を立ち上げ、引継ぎに関する話し合いの場を設けます。また、移管前3ヶ月程度引継ぎ保育の期間を設け、移管後には必要に応じて町の職員を移管後の園へ派遣します。

9	民営化（公私連携型保育所）後の町の関わりはどうなりますか？	民営化（公私連携型保育所）の手法として、町が指導監督や運営に関与することができる公私連携型保育所への移行を考えています。そのため、移管後に課題が発生した場合には、町が積極的に調整に入り、円滑な引継ぎ、保育所運営に必要な改善や指導を行っていきます。
10	町立保育園と私立保育園では運営経費は、どの程度差があるのですか？	認可保育園の園児一人あたりに充てた町税等の額は、令和2年度では、町立保育園は約114万円、私立保育園は約29万円で、差し引き85万円の差が生じており、町立保育園では私立保育園に比べ町税等の投入額が多くなっております。
11	民営化（公私連携型保育所）による財政効果はどのくらいですか？また、どのように使うのですか？	民営化（公私連携型保育所）により生み出される財源は、1園あたり年間約4,500万円です。2園を民営化（公私連携型保育所）した場合、年間約9,000万円の財源が生み出されます。町としては、この財源を私立保育所・認定こども園の施設整備補助の実施、延長保育の拡充、休日保育の実施、地域子育て支援センターの増設等の子育て施策に充てていきたいと考えております。
12	民営化（公私連携型保育所）は町の責任の後退又は放棄になりませんか？	児童福祉法第24条第1項に保育に関する市町村の責任を明示した規定がありますが、保育そのものを直営で行うか、民間に委託するかは市町村の判断によるものとされています。令和2年度、大泉町では町立保育園3園のほか、私立保育所3園において、668人の児童の保育を実施しています。このうち、私立保育園の入所児童数は、352人と本町の保育施策に大きく貢献しています。従って、民営化（公私連携型保育所）により私立保育園で保育を行うことは、町の責任を後退させるあるいは放棄するものではありません。
13	民営化（公私連携型保育所）されると保護者の意見や要望が通りにくくなることはないでしょうか？	保育園に直接伝えにくいことなどは、現在でも町立・私立に関わらず、こども課にてお伺いし、必要に応じて保育園に状況を確認したり、保護者のご意見を伝えたりしており、民営化（公私連携型保育所）後も変わることはありません。町立保育園においても保護者からのご意見がすべて実現できるわけではありません。また、私立保育園において、問題が発生した際には、町に対し速やかに連絡がなされ、町と調整のもと迅速に対応していただいております。そのため、民営化（公私連携型保育所）されたことにより、意見や要望が通りにくくなるということはありません。

14	説明会は一度しかしないのです？	保護者の要請に応じて随時、保護者説明会を開催させていただきます。また、民営化（公私連携型保育所）に関する資料については、各保育園に備え置きをしたり、町のホームページに掲載していきたいと考えています。
----	-----------------	---

【保育サービスについて】

No.	質問	回答
15	民営化（公私連携型保育所）によって保育料や入所基準などは変わるのですか？	認可保育園の利用者負担額（保育料）は、各ご家庭の所得に応じて決定されていますので、町立・私立を問わず、どの保育園に通っても、その保護者の支払う保育料が変わることはありません。将来、保育料が改定されることとなった場合には、全体で変更となることは可能性としてありますが、民営化（公私連携型保育所）を理由にその保育園の方々のみの保育料が値上がりすることはありません。入所の基準や入所の決定方法についても、町立と私立による差はありません。
16	民営化（公私連携型保育所）すると保護者負担が増えたりするのではないですか？	移管条件として園児に配布する絵本等の教材費(園児個人が持つもの)、園外活動にかかる実費、延長保育料、特別保育の利用料その他町が認める実費徴収金以外の負担を保護者に求めないこととしています。ただし、3歳以上児への主食の提供など、保育サービスの対価として必要と判断する場合は、三者協議会で協議し、理解を得てから実施することとしています。
17	行事やイベント、お稽古ごとなどで保護者の金銭的な負担が増えませんか？また、行事が多くなりすぎて平日の仕事に影響が生じませんか？	原則として、既入所児童の保護者負担は、現行に準じる方針です。実際の決定にあたっては、新たなサービス（例えば、遠足や完全給食など）の対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施するなど保護者・事業者・町による三者協議において決定する予定です。
18	保護者会の会費はどうなるのですか？	現行の町立保育園では月300円を保護者会にて徴収しています。新しい保護者会費については、保護者に委ねていきたいと考えています。
19	民営化（公私連携型保育所）されても町立と私立とは同じ保育が受けられるのですか？	町立保育園も私立保育園も、厚生労働省の「保育所保育指針」に基づき行われていますので、保育士の配置基準や求められる保育内容は同じものとなります。この点で保育の質が低下することはなく、町立と同様の保育を私立保育園でも受けることができます。

20	現在の町立保育園の保育内容や年間行事はなるのですか？	保育内容については、町立・私立に関わらず、国で定めている「保育所保育指針」に基づいて保育を行っていますので、民営化（公私連携型保育所）によって保育の内容が大きく変わることはありません。また、事業者募集の条件として、町立保育園でおこなってきた一定の保育内容を継承することを条件としていきます。事業者が決定した後は、三者協議会において保育内容や年間行事を協議していくことができます。
21	保育園の開園時間は変わるのですか？	民営化（公私連携型保育所）にあたっては、これまでの保育内容を引き継いでいくことを基本としていますので、開園時間が短くなることはありません。
22	民営化（公私連携型保育所）された場合、お盆や年末等の保育をしてもらえますか？	基本的に保育をする日は、町立と私立とも変わりありません。
23	給食はどうなりますか？	保育園で提供する給食は、児童の発達段階に応じた食事の提供やアレルギーへの配慮など栄養面・安心・安全面、衛生面での質が確保される必要があります。また、食育の推進など給食の果たす役割は大きくなっています。そのため、保育園での給食については、これまでと同様に自園調理方式を引継ぎ食育を推進するとともに、食物アレルギーを持つ児童への対応を丁寧に行うことを移管の条件としていきます。
24	民営化（公私連携型保育所）すると保育室の面積や設備が低下することはないのですか？	保育所の保育室の面積や設備については、町立・私立に関わらず、国で定めている「児童福祉施設最低基準」において定められております。また、基準以下で保育が行われていないかについては、県が定期的に監査指導を行っております。
25	町立のほうが安心できるのですか？	本町における入所児童のうち、50%以上の児童が私立保育園に通っています。また、令和2年度の町立保育園と私立保育園の定員に対する入園率を比べてみると、町立は入園率83.2%、私立は入園率106.7%で町立保育園に比べ私立保育園の割合が高い状況になっています。小学校に入学したときにおいて、町立と私立の卒園者とも児童の発育等に大きな差はありません。本町では町立、私立に関係なく子どもの保育は十分に対応できる環境となっています。

【職員配置について】

No.	質問	回答
26	民営化（公私連携型保育所）によって現在の保育士は変わりますか？	民営化（公私連携型保育所）すると現在の保育士は町の職員ですので、民営化（公私連携型保育所）後の保育園に残ることはありません。そのため、新旧の保育士が一緒になって保育を引き継いでいく期間を設け、丁寧な引継ぎを行っていくこととしています。民営化（公私連携型保育所）された他市町村の例をみても、会計年度任用職員として勤務していた方が、移行した園において、正規職員として雇用され、移行された保育園において引き続き勤務している場合もあります。当町においても、会計年度任用職員が継続的に就労を希望する場合には、移管先の事業者積極的に雇用の促してまいります。
27	これまでの町立保育園の保育士はどうなるのでしょうか？	町立保育園は3園あり、2園民営化（公私連携型保育所）した場合には、残りの1園に町立の保育士を集約させることで、おおむね常勤職員により保育園を運営することができ、延長保育などの特別保育サービスの拡充を図ることができると考えております。
28	民営化（公私連携型保育所）すると職員が減って保育の質の低下につながるのではないのでしょうか？	保育園での保育実施にあたっては、町立・私立に関わらず、国が定める基準等により、児童の人数に応じて必要な保育士の人数が定められております。そのため、民営化（公私連携型保育所）によって、必要とされている保育士の人数を下回ることはありません。
29	民営化（公私連携型保育所）すると年齢が若い保育士が多くなるのではないのでしょうか？	若い保育士は、体力があり活発で子どもと一緒に遊べるといったメリットがあり園の明るい雰囲気づくりに大きく貢献していますが、育児や課題のある保護者、子どもへの対応などで経験不足の面もあります。若い人とベテランがバランスよく配置され、かつ、子どもを中心に保育情報の共有化が図られていることが保育園の望ましい姿と考えています。公募にあたってはバランスのよい保育士年齢構成となるよう保育士の配置について考えていきたいと思っております。なお、民営化（公私連携型保育所）の移管条件として、施設長や幹部職員には一定の経験年数を求めています。

30	民営化（公私連携型保育所）するまで保育士の異動をやめて欲しいのですが？	保育士は通常の地方公務員（一般行政職）であるため、異動があります。本町は、保育士にいろいろな地域でのいろいろな経験させるために積極的に人事交流を行っています。したがって、今まで通り、年度ごとに担任の保育士が変わるといった通常と同様の異動があることをご理解ください。
----	-------------------------------------	--

【移管先について】

No.	質問	回答
31	移管先の事業者はどのように選ぶのですか？	<p>移管する事業者の選定は、選定組織を設置し、当組織において、細かい選定基準の項目を作成していきます。選定方法は、民営化（公私連携型保育所）園の運営を希望する事業者がプレゼンテーションを行い、選定組織の各メンバーが選定基準に基づいて点数を付け、各メンバーの点数を集計した結果、最も高得点であった事業者を移管先の候補とする「プロポーザル方式」により実施することとしています。選定にあたっては、最低ラインを設けることが一般的です。その点数を越えなければ、町が求める保育園運営ができないということですので、最高得点の事業者でも移管することはありません。</p>
32	事業者の選定に保護者の意見が反映される仕組みはあるのでしょうか？	<p>事業者の選定は選定組織を設置して選定作業を行い、当組織での選定結果を受けて、町長が決定することとなりますが、選定組織のメンバーには、保護者や学識経験者、保育現場経験者等をいれていきます。また、事業者の決定後には、保護者・町・事業者が参加する三者協議会を立ち上げることとなります。三者協議会では実際に移管していく際に、子どもや保護者の負担を最小限にするためにはどのように保育を引き継ぎ移管していくことがよいかなどを話し合いにより決めていくこととなります。そのため、町と事業者からの参加者には、保育現場を熟知している保育士の参加は不可欠となります。これまでに行ってきた保育がどのようなものであり、どのように引き継いでいくことが最良であるかを三者が共有しながら進めていくこととなります。</p>
33	移管先法人を社会福祉法人としていますが、どうしてですか？	<p>保育所の運営主体に関しては、2000年から国の規制が緩和され、地方公共団体又は社会福祉法人に限定されていた認可保育所の運営主体が、株式会社、学校法人、NPO 等にも認められるようになりました。しかし、町では、移管先法人の対象から株式会社等の営利を目的とする法人を除き、公益法人である社会福祉法人であることを資格要件としました。公益法人は、単に営利を目的としないということだけではなく、積極的な意味での公益すなわち不特定多数の者の利益を図ることを目的に設立されており、このような法人の設立目的や民営化（公私連携型保育所）に際し町の財産を無償譲渡することなどから判断して社会福祉法人を移管先としたものです。</p>